

## 特別委員会の設置について

### 1. 特別委員会の名称

石垣市観光振興対策特別委員会

### 2. 特別委員会の任務

本特別委員会は、沖縄県観光振興条例に基づき、本市の観光振興に係る全てを調査・研究し、関係機関と連携を図り、本市の観光行政に反映させる。

### 3. 調査権限

本議会は、上記2. に掲げる事項の調査を行わせるため、地方自治法第98条第1項の権限を上記特別委員会に委任する。

### 4. 期間

審査終了まで。

なお、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中も審査することとする。

### 5. 特別委員会の人数

本特別委員会委員の数は10人とする。